

## 第7章 持続可能なまちづくり

### 1. 財 政



#### (1) 現状と課題

過疎化、少子高齢化が進展し、町の財政は厳しさを増しています。一方、2018年（平成30年）の町の財政状況は、実質公債費比率は5.4%、将来負担比率は17.0%と健全な状態となっています。

一方、2019年（令和元年）度から町役場の建設に着手しました。建設に要する財源は、基金として準備してありましたが、一部は一般財源を充てます。これ以外にも、多くの財源を要する事業が予定されています。次の世代の負担とならないように、健全な財政の維持が不可欠です。

また、税負担の公平性の堅持は大変重要であり、滞納額の減少は重要な課題です。納税環境の整備を進め納税者の利便性を図るとともに、県滞納整理機構を活用し、滞納者への厳正・公平な税金の徴収を進めます。

#### (2) 基本方向

適正な財政運営による健全財政が維持された町を目指します。

#### (3) 具体的な施策

##### ①効率の良い財政運営への取り組み（16.6）

- 社会情勢、経済情勢に応じて、限られた歳入を最適に配分し、最小の経費で最大の効果が得られる財政運営を図ります。
- 今後予定される大型事業や有事の際に備え、基金の積み立て等、計画的な財政運営に努めます。

##### ②財政の健全化への取り組み（16.6）

- 公債費の管理を徹底し、繰上償還の実施や起債の抑制を行い、将来負担の減少に努めます。
- 財政の健全化を維持するため、補助金等の有効活用や、有利な起債の活用に努めます。

##### ③税負担の公平性維持への取り組み（16.6）

- 町税を適正に賦課し、税負担の公平性に努めます。
- 関係機関等と連携し、徴収率の向上を図ります。（17.17）
- 納税方法の多様化など、納税しやすい環境を整備します。

##### ④町民への情報の提供（16.6）

- 予算・決算の概要等、財政運営に関する資料を積極的に公開し、町民の理解を得るよう努めます。

##### ⑤新たな財源確保への取り組み

- 新たな財源の確保のため、ふるさと納税への取り組みを強化します。
- 地方創生プロジェクトを推進するため、企業版ふるさと納税に取り組めます。

### 【数値目標】

| 目標指標         | 基準年<br>(2020年)<br>(令和 2 年) | 目標値<br>(2025年)<br>(令和 7 年) |
|--------------|----------------------------|----------------------------|
| 町税の収納率 (現年分) | 98.9%                      | 99.2%                      |

### 【個別計画】

上松町公共施設等総合管理計画



## 2. 行 政

### (1) 現状と課題



役場庁舎は1951年（昭和26年）に建設され、老朽化が著しく、耐震性能も不足していきおり、対策が求められていましたが、2021年（令和2年）3月に移転新築が行われ、5月より新庁舎での業務が開始されました。また、駐車場も十分に確保され、町民への行政サービスの向上が図られるとともに、職員の業務の円滑化が図られました。

一方、地方分権を担う町職員の資質の向上に努めていますが、年々増加を続ける事務事業や国の新たな政策、住民ニーズの多様化等に十分に対応できなくなってきました。また、複数の部署を横断する事業も見られます。このため、庁内の機構改革を含めた対応や一部民間委託、指定管理者制度の活用、公民が連携して行うPFIやPPPへの取り組み等が求められています。また、これと併せて職員の更なる資質の向上も必要です。

今後、財政はさらに厳しさを増します。そのため、積極的に行政改革に取り組み、業務の共同化、行政基盤の強化、効率的な行政運営及び広域行政の推進が必要です。

### (2) 基本方向

町民への行政サービスの質の向上と効率化により、持続可能な町を目指します。

### (3) 具体的な施策

#### ①行政改革の推進（16.6）

- 効率の良い行政サービスの提供を目指し、行政改革を推進します。
- 職員の適正な配置と適正な定数管理を検討します。
- 事務事業の民間委託、指定管理者制度の拡大等を検討します。（17.17）
- PFIやPPPなど、新たな行政のあり方を検討します。（17.17）

#### ②職員の資質向上等への取り組み（16.6）

- 職員の意識改革や資質の向上を図るため、各種研修会を実施します。

#### ③広域行政の推進（17.17）

- 複雑化、専門化する行政需要に対応するため、木曽広域連合、一部事務組合等との連携を図ります。
- 共通課題の解決に向け、木曽地域内にとどまらず関係が深い市町村との連携を図ります。

#### ④公共施設の計画的な維持・管理の推進（9.1、11.7）

- 公共施設について、計画的な修繕、長寿命化を図りつつ、縮減、統合、廃止も含めた検討を行います。
- 公共施設の維持・管理に係る経費について、財政への負担を考慮し平準化を図ります。

#### ⑤ICT等の活用による各種手続きの簡素化への取り組み（16.6）

- 各種手続きの簡素化を進めるため、ICTの積極的な利活用を検討します。
- 行政事務の効率化や簡素化を図るため、AI等の導入について検討します。

## 【個別計画】

マイナンバーカード交付円滑化計画、上松町公共施設等長寿命化個別施設計画、上松町人材育成基本方針、第2次上松町行政改革大綱、上松町定員管理計画



## 第8章 住民参加と協働のまちづくり

### 1. 住民参加と協働のまちづくり



#### (1) 現状と課題

現在町では厳しい財政状況のなか、住みやすい地域を維持していくためには、町民、各種団体、企業、行政等が協働で取り組んでいます。一方、一部地区では、人口減少、高齢化により、地域コミュニティの維持も難しくなっています。

協働のまちづくりをさらに進めるためには、町民の意向や地区での課題等を把握するための取り組みを積極的に行い、行政の取り組みとの整合を図りつつ合意を形成する必要があります。

今後、さらに財政状況は厳しさを増すことが予想されることから、今後も町民、各種団体、企業、行政等が様々な課題解決のために協働で取り組んでいくことが求められています。

#### (2) 基本方向

町民、各種団体、企業、行政等が生活の様々な場面において、ともに取り組むことのできる町を目指します。

#### (3) 具体的な施策

##### ①町民との情報の共有 (17.17)

- 様々な媒体を有効に活用し、分かりやすい情報の公開に努めます。
- 町民の意向や地区の課題等の把握に努め、情報の共有を図ります。(16.7)

##### ②町民活動への支援 (17.17)

- 町民自らが行う各種協働への取り組みを支援します。
- 各地区が行う自治活動等を支援します。

##### ③持続可能な地区の研究 (17.17)

- 人口減少、高齢化が進み、コミュニティ活動が困難な地区等の、持続可能な取り組みを検討します。

## 2. 協働のまちづくりに向けたひとづくり



### (1) 現状と課題

協働のまちづくりを進めるためには地域に根付いた人材や団体が必要です。町内では、個人やNPO法人、各種団体などが協働のまちづくりに取り組んでいます。

長期的な取り組みを継続するためには、このような活動においてリーダーシップを発揮できる「まちづくりのリーダー」を育成することが求められています。

また、上松町外にも、町出身者で様々な分野で活躍されている方が数多くいます。これら、町外で活躍されている方々の知恵やネットワークをまちづくりに活かしていくことも必要です。

### (2) 基本方向

リーダーの下に町民誰もが自主的に参加し、協働でまちづくりに取り組む町を目指します。

### (3) 具体的な施策

#### ① まちづくり人材育成への取り組み (17.17)

- まちづくり、地域づくりを目指す町民に、学ぶ機会を提供します。(4.7)
- まちづくり団体等の連携を促すとともに、取り組みの質の向上を支援します。

#### ② 町外人材の活動支援 (17.17)

- 町外で活躍される方が、まちづくり活動に協力頂く際の活動を支援します。
- 町外で活躍する人材を発掘し、まちづくりネットワークの構築を検討します。



### 3. コミュニティ



#### (1) 現状と課題

少子・高齢化が進み、コミュニティの存続が難しくなっている地区があります。また、65歳以上の住民が過半数を占める限界集落もあり、地区の役員の引き受け手がなく、行事や祭事などの取り組みが難しくなっている地区もあります。

住み慣れた地域で、地区のコミュニティを存続しつつ暮らし続けるためには、町民と協働のまちづくりが重要となります。

また、コミュニティのあり方、行事、祭事などの取り組み方法などを検討し、実情に合ったコミュニティづくりを検討する必要があります。

#### (2) 基本方向

住み慣れた地域で、町民同士が助け合いながら暮らし続けることのできるコミュニティのある町を目指します。

#### (3) 具体的な施策

##### ①地区ごとの現状と課題、必要とする支援内容の把握 (17.17)

- 各地区の現状と抱える課題を把握します。
- 各地区が必要とする支援の内容を把握します。
- 各地区が必要とする支援について、必要に応じて対応します。

##### ②地区コミュニティ存続への研究の支援 (17.17)

- 住み慣れた地域で暮らし続けるためのコミュニティのあり方の検討を支援します。
- 地区の運営や行事、祭事のあり方についての検討を支援します。(11.4)

